

別紙 3

農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

第1 農林水産大臣に対する申出

要領Ⅱの第1に規定する申出は、様式第1号による申出書を知事に提出して行う。

第2 調査体制の整備

要領Ⅱの第2に規定する申出受付窓口の設置及び業務については、次により行う。

- 1 知事は、農産園芸課に申出受付窓口を設置し、申出に対し迅速かつ的確に対応する。
- 2 知事は、申出書の受付に当たっては、次に掲げる事項について説明、確認及び聴き取りを行う。
 - (1) 申出制度の内容及び申出に係る調査に必要な費用負担について説明を行う。
 - (2) (1)の説明後、申出を行った者（以下「申出者」という。）に対し申出を行うか否かについて再確認を行う。
 - (3) 提出された申出書について、記載事項の確認を行うものとする。

なお、申出書の記載に不備がある場合には、必要とする事項について説明し適正な申出書が提出されるまでの間、その受けを保留する。
 - (4) 調査に必要と思われる事項について、聴き取りを行うものとする。
 - (5) 郵送による申出があった場合にも、(1)から(4)の事項について行う。
- 3 申出書の受けを担当した職員は、(2)の対応状況について様式第2号に記録しておく。

第3 調査の実施等

- 1 知事は、申出の内容が明らかに農産物検査に起因するものではないと判断できない場合は調査等を実施し、必要に応じて、中国四国農政局長（以下「農政局長」という。）に調査依頼を行う。
- 2 農政局長に調査を依頼する場合は、申出書の写し、受付記録表（様式第2号）、調査協力依頼（様式3号）を提出する。

第4 調査結果についての申出者への回答

- 1 知事は、各種調査結果（試料採取状況、包装（又は票せん）等の確保状況、鑑定及び計測結果、登録検査機関に対する聴取結果並びに保管状況（又は運送状況）の結果等）に基づき、申出の内容が事実であるか否か等について判断を行う。
- 2 知事は、申出の内容が事実であると判断した場合は、法第33条第2項に基づき、当該地域登録検査機関に対して検査証明の訂正その他所要の措置を講じる。
- 3 知事は、申出者に対し調査結果を記載した調査結果通知書（様式第4号）をもって回答する。

なお、調査結果通知書は原則として手交により行うこととし、口頭による説明を行う。

4 知事は、3により回答したときは、回答・説明状況を様式第5号に取りまとめる。
なお、第3の2により農政局長に調査の依頼を行った場合は、当該農政局長と情報を共有する。

また、地域登録検査機関に対して検査証明の訂正等所要の措置を講じたときは、その講じた措置の内容を様式第6号に記載し、農政局長へ情報を共有する。